

<平成 28 年現在の「もんじゅ」について>

昭和 58 年 5 月 27 日	国による原子炉設置許可	} 原子炉等規制法上、 使用前検査中であ り、本格運転の前の 試験運転の段階
昭和 60 年 10 月 25 日	本格工事着手	
昭和 60 年 12 月 2 日	使用前検査申請・開始	
平成 4 年 12 月 17 日	性能試験開始	
平成 6 年 4 月 5 日	初臨界	
平成 7 年 8 月 29 日	初発電	
平成 7 年 12 月 8 日	2 次主冷却系ナトリウム漏えい事故	
平成 28 年 9 月現在	昭和 60 年 12 月から今日に至るまで 使用前検査中	

「もんじゅ」は、昭和 60 年 12 月 2 日から現在まで使用前検査中であり、使用前検査には合格していない、原子炉等規制法上は建設中のまま未完成という状態です。

原子炉等規制法の運転期間 40 年規制は、使用前検査合格の時から起算して 40 年間となります。従って、「もんじゅ」は未だ使用前検査に合格していないため、原子炉等規制法上は、新規制基準の下で使用前検査に合格した時から 40 年間運転することができることとなります。ただし、「もんじゅ」の使用は設計上 30 年とされています。

一方、もんじゅは『第 4 次エネルギー基本計画』（平成 26 年 4 月に閣議決定）において、廃棄物の減容・有害度の低減や核不拡散関連技術等の向上のための国際的な研究拠点と位置付けられています。「もんじゅ」はその目標を達成するための手段ですが、その位置付けをどのようにしていくかのかも検討課題となります。

広く皆様のご意見を募集し、地元としてどのように提言していくかを考えるため、近日、自民党福井県連として「原子力政策研究会」を開催いたします。